

えるぼし認定 くるみん認定 フラチ+くるみん認定を 目指しましょう

えるぼし認定とは

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良な事業主は、都道府県労働局への申請により厚生労働大臣の認定を受けることができる認定制度です。

〈メリット〉

- ★認定マークを商品や広告などに付け、女性活躍推進企業であることをPRできます。
- ★優秀な人材確保や企業イメージの向上等が期待できます。

評価項目

【評価項目1:採用】

【評価項目2:継続就業】

【評価項目3:労働時間等の働き方】

【評価項目4:管理職比率】

【評価項目5:多様なキャリアコース】

※5つの評価項目を満たす項目数に応じて取得できる認定の段階が3段階あります。

1段階目



5つの基準のうち
1つまたは2つ

2段階目



5つの基準のうち
3つまたは4つ

3段階目



5つの基準
全て

満たさない基準については、2年以上連続してその実績が改善していることが必要です。
認定企業は、評価項目に係る実績を厚生労働省のウェブサイト「女性の活躍推進企業データベース」に公表を行っています。

詳しくは、webでもご紹介しています。

女性活躍 データベース

検索

「くるみん認定」と「プラチナくるみん認定」

○子育てサポート企業として、次世代育成支援対策推進法に基づき、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）が企業に対して行う認定です。

○企業が次世代育成支援対策推進法に基づいた行動計画の策定・届出を行い、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合、「子育てサポート企業」として認定、**くるみん認定**を受けることができます。

○また、**くるみん認定企業**のうち、より高い水準の取組を行った企業が一定の要件を満たした場合、優良な「子育てサポート企業」として特例認定、**プラチナくるみん認定**を受けることができます。

○子どもが生まれた後も働き続けられる、仕事と家庭の両立に積極的な企業を探すヒントにしましょう。

○くるみん認定、プラチナくるみん認定の基準はこちら

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/

○認定基準には、男女労働者の育児休業取得率や法定時間外労働時間の実績などが含まれています。



プラチナくるみん「特例認定」を受けた企業は、毎年少なくとも1回、自社の次世代育成支援対策の実施状況を厚生労働省ウェブサイト「両立支援のひろば」へ公表しています。

<http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/>

えるぼし認定、くるみん認定、プラチナくるみん認定についてのお問い合わせは
三重労働局雇用環境・均等室（☎059-226-2318）まで